

厚岸町水道事業告示第7号

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定する厚岸町水道事業の出納取扱金融機関は令和2年8月1日付けをもって大地みらい信用金庫とし、別表1のとおりとする。

また、収納取扱金融機関は令和2年8月1日付けをもって別表2に掲げる金融機関とする。

令和2年7月22日

厚岸町長 若 狹



別表1

出納取扱金融機関名	総括店名
根室市梅ヶ枝町3丁目15番地 大地みらい信用金庫	厚岸町真栄1丁目169番地 大地みらい信用金庫厚岸支店

別表2

収納取扱金融機関名	適 用
株式会社北洋銀行	本店及び全支店
厚岸漁業協同組合	
釧路太田農業協同組合	
浜中町農業協同組合	